

英国における製品の安全性のための新たな枠組み —2025年製品規制及び計量法の制定—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
主任調査員 海外立法情報調査室 北村 弥生

目 次

はじめに

- I 2025年製品規制及び計量法の制定の背景と経緯
 - 1 英国における製品安全及び計量に関する法制度
 - 2 既存権限の限界
 - 3 新たな技術等への対応
 - 4 EU法との整合
- II 2025年製品規制及び計量法
 - 1 概要
 - 2 主な規定

おわりに

翻訳：2025年製品規制及び計量法

キーワード：イギリス、1987年消費者保護法、一般製品安全規則、動的整合、オンラインマーケットプレイス

要 旨

英国における製品安全関係法及び計量関係法は、英国が欧州連合（EU）加盟国であった時期に、主に1972年欧州共同体法に基づく二次立法として整備された。技術の発展、新たなビジネスモデルの出現などにより、製品安全関係法及び計量関係法の改正が必要となることは明らかであったが、EU離脱による1972年欧州共同体法の廃止等により、製品安全及び計量に関する法制度をそのまま維持することは困難な状態にあった。また、EU離脱後もEUは英国の最大の貿易相手であることから、製品安全関係法及び計量関係法におけるEU法との整合をどう扱うのかが英国の大きな課題となっていた。

2025年7月21日、2025年製品規制及び計量法が国王裁可を得て制定された。本法律により、主務大臣は、製品安全及び計量に関する規則の制定及び改正に関する新たな権限を委任され、さらに、EUの製品要件を英国が承認するか否かの決定を委任された。

はじめに

英国における製品安全関係法及び計量関係法は、欧州連合（EU）における製品安全関係法（以下「EU法」）を基盤としており、主に英国がEU加盟国であった時期に英国法に組み込まれ、EU離脱後も引き続き適用される「同化された法（Assimilated law）」⁽¹⁾により構成されている。英国は、EU離脱によりEU法によらず独自に法規範を制定する自由を得たが、製品安全関係法及び計量関係法について英国が積極的に独自の法規範を制定した事例は少なく、「EUと英国の法規範は現在もおおむね類似している」とされる⁽²⁾。とはいえ、EU法が改正されるにつれ、英国がその改正内容に合わせて積極的に整合性を維持しない限り、EU法と英国法の間乖離が生じる。消費者の購買行動の変化、技術の進展などの課題に対応するために、製品安全関係法及び計量関係法は改正を必要とするものであり、EU法がその必要性から改正された場合に英国がどう対応していくかという課題もあった⁽³⁾。

本稿では、Iにおいて、英国の製品安全及び計量に関する法制度の問題点及び英国の製品安全・計量規制とEU法との整合に関する問題について述べた後、IIにおいて、2025年7月21

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025年12月1日である。なお、本稿中の〔 〕は、筆者による補記である。

- (1) 2018年EU（離脱）法（後掲注(21)参照。）に基づき、英国がEU加盟国であった時期に英国の法体系に組み込まれていたEU法体系をそのまま英国法体系に受容した法令をいう。「保持されたEU法（Retained EU law）」と呼ばれていたが、2023年保持されたEU法（無効化及び刷新）法（後掲注(22)参照。）により、2024年1月1日付けで用語が変更された。2018年EU（離脱）法については、芦田淳「【イギリス】2018年EU離脱法の成立」『外国の立法』No.277-1, 2018.10, pp.12-13. <<https://doi.org/10.11501/11165028>>、2023年保持されたEU法（無効化及び刷新）法については、南亮一「英国のEU離脱に伴うEU法からの制度上の「離脱」の総仕上げ—2023年保持されたEU法（無効化及び刷新）法の制定—」『外国の立法』No.303, 2025.3, pp.27-37. <<https://doi.org/10.11501/14063173>>を参照。
- (2) “Products: Standards: Question for Department for Business and Trade (UIN 12926, tabled on 6 November 2024),” 2024.11.11. UK Parliament website <<https://questions-statements.parliament.uk/written-questions/detail/2024-11-06/12926>>
- (3) Department for Business and Trade and Office for Product Safety and Standards, “Government response to the Product Safety Review and next steps,” 2024.11.5. GOV.UK website <<https://www.gov.uk/government/consultations/smarter-regulation-uk-product-safety-review/outcome/government-response-to-the-product-safety-review-and-next-steps>>

日に制定された「2025年製品規制及び計量法」⁽⁴⁾の概要を紹介し、末尾に本法律の全訳を付す。

I 2025年製品規制及び計量法の制定の背景と経緯

1 英国における製品安全及び計量に関する法制度

製品安全関係法とは、特定の製品について、製品の安全性を証明するための要件、安全かつ効果的な使用を確保するための重要事項説明書の要件などの幅広い要件を定めたものであり、計量関係法とは、計測・計量機器が正しく設計・製造されていることを証明するために必要な要件、測定単位の科学的な定義、商品の取引時にこれらの単位を適用する方法などを定めたものである⁽⁵⁾。英国では、技術の発展に伴い、製品安全関係法及び計量関係法は150を超える制定法的文書（statutory instrument）⁽⁶⁾として制定されている。その多くは、EU法の履行のために主務大臣又は政府機関に立法権限を付与する1972年欧州共同体法（ECA1972）⁽⁷⁾第2条第2項に基づく二次立法⁽⁸⁾として制定され、この権限は当該二次立法の改正にも用いられた⁽⁹⁾。

英国における現行の主な製品安全関係法は、1987年消費者保護法（CPA1987）⁽¹⁰⁾と2005年一般製品安全規則（UK GPSR）⁽¹¹⁾である。CPA1987は、EUの製造物責任指令（85/374/EEC）⁽¹²⁾を英国法に組み込んだもので、英国における欠陥製品による損害に対する製造物責任制度を確立した。また、同法第2部は、ECA1972に基づかない、製品の安全性に関する立法の根拠となっている⁽¹³⁾。一方、UK GPSRは、EUの一般製品安全指令（2001/95/EC）⁽¹⁴⁾を英国法に組み込んだものであり、サプライチェーンにおける経済事業者（製造者、輸入者、流通業者）に安全な製品のみを英国市場に流通させる義務を課すものである⁽¹⁵⁾。

計量関係法については、1985年度量衡法⁽¹⁶⁾及び1981年度量衡（北アイルランド）令⁽¹⁷⁾により、英国における取引に使用可能な測定単位（長さ、面積、体積、容量、質量（又は重量）及び電気）が規定されており、大抵の場合、メートル法の測定単位を使用することが義務付け

(4) Product Regulation and Metrology Act 2025 (c.20). <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2025/20>>

(5) Department for Business and Trade and Office for Product Safety and Standards, *op.cit.*(3)

(6) 最も一般的な二次（又は委任）立法の形式。制定法的文書を制定する権限は、議会制定法により定められており、大抵の場合、大臣に付与されている。“Statutory Instruments (SIs)” UK Parliament website <<https://www.parliament.uk/site-information/glossary/statutory-instruments-sis/>>

(7) European Communities Act 1972 (c.68). <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1972/68/enacted>>

(8) 議会制定法（一次立法）によって与えられた権限に基づき、大臣（又はその他の機関）によって制定される法律。“Secondary legislation.” UK Parliament website <<https://www.parliament.uk/site-information/glossary/secondary-legislation/>>

(9) Xameerah Malik et al., “Product Regulation and Metrology Bill [HL] 2024-25,” *House of Commons Library Research Briefing*, CBP 10224, 2025.3, p.12. <<https://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/CBP-10224/CBP-10224.pdf>>

(10) Consumer Protection Act 1987 (c.43). <<https://www.legislation.gov.uk/en/ukpga/1987/43>>

(11) General Product Safety Regulations 2005 (No.1803). <<https://www.legislation.gov.uk/uksi/2005/1803>>

(12) Council Directive 85/374/EEC of 25 July 1985 on the approximation of the laws, regulations and administrative provisions of the Member States concerning liability for defective products, OJ L 210, 1985.8.7, pp.29-33. <<https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/1985/374/oj/eng>>

(13) Malik et al., *op.cit.*(9), p.12.

(14) Directive 2001/95/EC of the European Parliament and of the Council of 3 December 2001 on general product safety (Text with EEA relevance), OJ L 11, 2002.1.15, pp.4-17. <<https://eur-lex.europa.eu/eli/dir/2001/95/oj/eng>>

(15) Malik et al., *op.cit.*(9), p.13.

(16) Weights and Measures Act 1985 (c.72). <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1985/72>>

(17) Weights and Measures (Northern Ireland) Order 1981 (No.231 (N.I.10)). <<https://www.legislation.gov.uk/nisi/1981/231>>

られている⁽¹⁸⁾。なお、英国における計量制度は、製品安全規制と同様に、製品安全基準局（Office for Product Safety and Standards）⁽¹⁹⁾の管轄下にある。

2 既存権限の限界

英国では、製品安全関係法及び計量関係法の制定において、主としてEU離脱により廃止されたECA1972に基づく権限（EU法の履行のための立法）を根拠とし、技術の発展及び新たなリスク要因の出現に合わせた立法権限へと改正してこなかった。CPA1987は、主務大臣がECA1972に基づかず、製品の安全性に関する規則を制定する根拠となっているが、その定義と権限は電子商取引のビジネスモデル等に対応できるようには改正されていない。1985年度量衡法も同様の制約を抱えており、幅広い製品に対応できておらず、包装物品及び計量単位については改正権限（に関する規定）が現状においてはなく、計測・計量機器に関する規則の改正権限も限定されている⁽²⁰⁾。

2018年EU（離脱）法⁽²¹⁾に基づくEU法の移行権限は、既に失効している。政府は、2023年保持されたEU法（無効化及び刷新）法⁽²²⁾に基づき同化された法を書き換え、又は改正する権限を有しているが⁽²³⁾、その権限には、①同化された法を書き換える権限は一度しか行使できないこと⁽²⁴⁾、②同化された法の変更は全体的な規制の負担を増加させてはならないこと⁽²⁵⁾、③基本的に2026年6月に失効し⁽²⁶⁾、それ以降も失効しない範囲は「技術の変化」又は「科学的理解の進展」に配慮して適当と判断される改正に限定されること⁽²⁷⁾などの制限がある。このため、政府は、国際的な水準に追い付き、製品の安全性と正確性を確保するためには、立法権限が不十分である、との見解を示した⁽²⁸⁾。

3 新たな技術等への対応

政府は、オンラインマーケットプレイス⁽²⁹⁾からインターネット接続機器に至るまで、近年、製品の購入方法や製品そのものが大きく変化していることを受け、2021年3月と2023年8月の2回にわたり製品安全関係法について関係者の意見を募集した⁽³⁰⁾。政府は、2024年11月5

(18) Malik et al., *op.cit.*(9), p.17.

(19) 2018年1月に設立された、ビジネス・貿易省の管轄下の国立機関。製品の安全性の確保及び取引の促進を目的とし、他の政府機関が政策責任を負う幅広い製品規制の執行機関として、食品、医薬品、車両を除くほとんどの消費財の規制を担当する。Office for Product Safety and Standards, “About us.” GOW.UK website <<https://www.gov.uk/government/organisations/office-for-product-safety-and-standards/about>>

(20) Department for Business and Trade and Office for Product Safety and Standards, *op.cit.*(3)

(21) European Union (Withdrawal) Act 2018 (c.16). <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2018/16>>

(22) Retained EU Law (Revocation and Reform) Act 2023 (c.28). <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2023/28>>

(23) 2023年保持されたEU法（無効化及び刷新）法第11条、第14条、第15条

(24) 同法第11条第3項

(25) 同法第14条第5項

(26) 同法第14条第9項

(27) 同法第15条第1項

(28) Department for Business and Trade and Office for Product Safety and Standards, *op.cit.*(3)

(29) ①ウェブサイト若しくはウェブサイトの一部、②モバイルアプリケーション又は③インターネットを介して情報を入手できる手段であるその他のプラットフォームのいずれかにおけるサービス又はサービスの機能であって、それにより英国における製品の市場取引を促進するものをいう。2025年製品規制及び計量法第14条第1項

(30) Office for Product Safety and Standards, “UK Product Safety Review: Call for Evidence,” 2021.3.11. GOV.UK website <<https://assets.publishing.service.gov.uk/media/619f546be90e070441bcf771/uk-product-safety-review-call-for-evidence2.pdf>>; Department for Business and Trade, “Smarter Regulation: UK Product Safety Review,” 2023.8.2. GOV.UK website

日に公表された、2回目の意見募集に対する回答において、「製品の安全性及び計量に関する枠組みは十分に確立されている。大部分の製品安全関係法は現在も有効であるものの、パブリックコメント及び企業、消費者団体その他利害関係者との協議から、最新の課題や技術の発展に対応するためには改正が必要であることは明らかである。」「製品規制及び計量法案」(II1を参照。)⁽³¹⁾において「付与される」権限は、これを是正し、政府が枠組みを最新の状態に保つことを可能にする。」と述べた⁽³²⁾。

計量関係法については、2022年6月、政府は、国内での取引に用いられる計量単位に関する事業者及び消費者の意向について意見募集⁽³³⁾を行った。これは、EU離脱の恩恵を最大限に活用する計画の一環として、帝国単位(imperial units)⁽³⁴⁾の使用拡大の可能性に焦点を当てたものであった。回答のうち98.7%が取引におけるメートル法の継続使用を支持したため、政府は法改正を見送ることを決定した⁽³⁵⁾。

4 EU法との整合

(1) 乖離と整合

2023年5月23日、EUは、一般製品安全指令(2001/95/EC)を廃止し、新たに一般製品安全規則(2023/988)⁽³⁶⁾を制定したことを発表した(2024年12月13日施行)。一般製品安全規則の施行により、英国からEU(又は北アイルランド(本節(ii)を参照。))へ輸出される製品には同規則が適用され、英国市場で取引される製品には引き続きUK GPSR(一般製品安全指令と同内容)が適用されることとなった。一部の小規模事業者はこのEU法の改正を認識しておらず、対応が完了するまでEU及び北アイルランドへの輸出を一時停止せざるを得なかった。英国がEU法から積極的に乖離せずとも、EU法が改正されるたびに英国が積極的に追随して整合性を維持しない限り、このような受動的乖離が発生する⁽³⁷⁾。

EUの近隣諸国が市場アクセスの拡大と引き換えにEU法の改正に追随することを選択する場合、「一方的整合(unilateral alignment)」と「動的整合(dynamic alignment)」があるとされる⁽³⁸⁾。

<<https://assets.publishing.service.gov.uk/media/64ca51246ae44e001311b3e7/uk-product-safety-review-consultation-august-2023.pdf>>

(31) Product Regulation and Metrology Bill (HL Bill 18). <<https://bills.parliament.uk/publications/56103/documents/5027>>

(32) Department for Business and Trade and Office for Product Safety and Standards, *op.cit.*(3)

(33) Office for Product Safety and Standards, “Choice on Units of Measurement: Markings and Sales,” 2022.6.3. GOV.UK website <<https://assets.publishing.service.gov.uk/media/629f56dd8fa8f5038ef7ca8a/choice-on-units-of-measurement-markings-and-sales-consultation.pdf>>

(34) 1824年から、メートル法が導入された1965年の初めまでの間、英国で公式に使用されていた伝統的な度量衡単位。現在、帝国単位は法的にメートル法で定義されており、例えば、1ヤードは0.9144メートル、1ポンドは0.45359237キログラムである。“Imperial units.” Britannica website <<https://www.britannica.com/topic/Imperial-unit>>

(35) Department for Business and Trade and Office for Product Safety and Standards, “Choice on units of measurement: consultation response,” 2023.12.27. GOV.UK website <<https://www.gov.uk/government/consultations/choice-on-units-of-measurement-markings-and-sales/outcome/choice-on-units-of-measurement-consultation-response>>

(36) Regulation (EU) 2023/988 of the European Parliament and of the Council of 10 May 2023 on general product safety, amending Regulation (EU) No 1025/2012 of the European Parliament and of the Council and Directive (EU) 2020/1828 of the European Parliament and the Council, and repealing Directive 2001/95/EC of the European Parliament and of the Council and Council Directive 87/357/EEC (Text with EEA relevance), OJ L 135, 2023.5.23, pp.1–51. <<https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2023/988/oj/eng>>

(37) Malik et al., *op.cit.*(9), p.20.

(38) Aslak Berg, “Should the UK pursue dynamic alignment with the EU?” 2024.7.4. Centre for European Reform website <<https://www.cer.eu/insights/should-uk-pursue-dynamic-alignment-eu>>

(i) 一方的整合

一方的整合とは、各国が、EU との合意なしに、EU 法を自国法（又は自国法と同等のもの）として採用することをいう。一方的整合を行う理由としては、①個別の規則を策定し、施行する行政能力が不足していること、②国内市場の規模が小さく、EU 市場と別の規制を施行すると、一部の製品について国内市場での入手が困難になること、③ EU への輸出促進のため、国内製造業者に別個の規則の遵守を強制できないことなどが考えられる。

一方的整合が行われた例として、英国による EU の適合性表示（CE マーク）の受容が挙げられる⁽³⁹⁾。

EU 法は、製品規格の相互承認と CE マークに関する様々な制度を定めている。EU 離脱後、英国は、2018 年 EU（離脱）法により英国独自の制度及び適合性表示（UKCA マーク）を創設し、2021 年 1 月 1 日から運用を開始した。当初は、2024 年 12 月 31 日以降、英国で流通する商品は CE マークが認められなくなり、UKCA マークに置き換わる予定であった。しかし、商品の流通を継続させるため、2024 年 5 月 23 日、英国市場に流通する特定カテゴリーの製品に対する CE マークの無期限延長を定めた 2024 年製品安全及び計量等(改正)規則⁽⁴⁰⁾が制定され、同年 10 月 1 日に施行された。現在、対象製品を英国市場に流通させる経済事業者は、CE マークと UKCA マークのいずれかを選択して使用することが可能である⁽⁴¹⁾。

(ii) 動的整合

動的整合とは、各国が、EU 市場へのアクセス改善と引き換えに、自国内で EU 法を採用することについて EU と合意を結び、原則として自国法を EU 法の改正に自動的に整合させることに同意することをいう。例えば、北アイルランドは、アイルランド島内での国境検査を回避するため、北アイルランド議定書⁽⁴²⁾において北アイルランドに適用される EU 法と規制の一覧を定め、必要な法的一体性の維持を保証し、そのための新たな法令を追加する規定を設けており、EU 法と欧州司法裁判所の直接の適用対象となっている。動的整合には、このような直接適用のほかに、欧州経済領域（European Economic Area: EEA）⁽⁴³⁾、深化した包括的自由貿易協定（Deep and Comprehensive Free Trade Areas: DCFTA）⁽⁴⁴⁾などの方法もある⁽⁴⁵⁾。

(2) EU との関係の再構築

(i) 整合のメリット

2024 年の英国の製品輸出のうち EU 向けが占める割合は 46.8% であり、EU は英国の最大の貿易相手である⁽⁴⁶⁾。英国商工会議所の調査では、多くの企業が、コスト抑制とサプライチェー

(39) *ibid.*

(40) Product Safety and Metrology etc. (Amendment) Regulations 2024 (No.696). <<https://www.legislation.gov.uk/ukxi/2024/696>>

(41) Malik et al., *op.cit.*(9), pp.13-14.

(42) Protocol on Ireland/Northern Ireland. <<https://www.legislation.gov.uk/eut/withdrawal-agreement/attachment/1/adopted>>

(43) EEA 加盟国（ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン）は、EU 法を直接適用するのではなく、EU 法を EEA 法に転換して適用する。EEA 加盟国は、新たな規制を策定する技術会議に参加し、新たな規制が EEA に関連すると判断した場合、意見を表明し、立法の影響を評価し、どのように取り入れるかについて EU と調整する。

(44) EU がウクライナ、モルドバ、ジョージアと締結した協定。パートナー国が将来のある時点で EU 法に近づけることを約束するもので、具体的な期間は製品によって異なる。

(45) Berg, *op.cit.*(38)

(46) Department for Business and Trade, “Trade and investment core statistics book,” 2025.11.20. GOV.UK website <<https://www.gov.uk/government/statistics/trade-and-investment-core-statistics-book/trade-and-investment-core-statistics-book>>

ン維持のために、英国と EU が適合性表示に関する相互承認協定を締結することを支持している⁽⁴⁷⁾。

北アイルランドは、北アイルランド議定書により EU と既に動的整合をしており（I 4(1)(ii)を参照。）、英国法が EU 法と整合性を保つ限り、国内における北アイルランド市場との整合性も促進される⁽⁴⁸⁾。

(ii) 整合のデメリット

「製品規制及び計量法案」（II 1 を参照。）の審議において、保守党議員から、①英国法を英国の発言権がない EU 法に結び付けることはリスクが高いこと⁽⁴⁹⁾、② EU 法をあらかじめ設定されたものとして模倣することを強く求めることにより、英国が自国の規制を独自に形成する能力を損ない、EU 離脱後の英国の独立性の本質を損なうこと⁽⁵⁰⁾、③英国の基準策定に際して他国の基準を検討することは合理的であるが、EU のみを基準とする理由がないこと⁽⁵¹⁾等の指摘がなされた。

(iii) 政府のアプローチ

労働党は、2024 年総選挙マニフェストにおいて、「英国は EU の外にとどまる。しかし、我々は関係を再構築し、欧州の友人、隣国、同盟国とのつながりを深めることを目指す。単一市場、関税同盟、人の自由な移動への復帰は決してない。」とした⁽⁵²⁾。労働党政権発足後、スターマー（Keir Starmer）首相は、EU との関係の再構築という目標を示し⁽⁵³⁾、英国と EU の関係に関する責務を外務・英連邦・開発省から内閣府に移管し、トーマス・シモンズ（Nick Thomas-Symonds）氏を内閣府憲法・EU 関係担当大臣に任命した。同大臣は、EU との関係の再構築について、①安全保障、②市民の安全、③成長と貿易の三つの柱を掲げ⁽⁵⁴⁾、貿易に関しては、輸出と投資の機会を創出し、貿易障壁を取り除く必要があると述べている⁽⁵⁵⁾。

「製品規制及び計量法案」は、政府が EU との関係を再構築する意向を示すものとして捉えるべきと指摘されている⁽⁵⁶⁾。政府は、既に、屋外使用機器（移動式クレーン、振動ローラー、掘削機等）による環境への騒音放出、特定の携帯型電気電子機器の充電器に関する標準化要件

(47) British Chamber of Commerce, “Trade and Cooperation Agreement Four Years On,” 2024.12.22, p.14. British Chamber of Commerce website <<https://www.britishchambers.org.uk/wp-content/uploads/2024/12/The-Trade-and-Cooperation-Agreement-Four-Years-On.pdf>>

(48) Malik et al., *op.cit.*(9), pp.27-28.

(49) *The Parliamentary debates (Hansard), House of Lords official report*, v.841, 2024.11.20, cc.65-66gc. UK Parliament website <[https://hansard.parliament.uk/lords/2024-11-20/debates/CE04D56E-40B6-4181-9287-E9E209D05529/ProductRegulationAndMetrologyBill\(HL\)](https://hansard.parliament.uk/lords/2024-11-20/debates/CE04D56E-40B6-4181-9287-E9E209D05529/ProductRegulationAndMetrologyBill(HL))>

(50) *ibid.*, c.73gc.

(51) *ibid.*, c.56gc.

(52) *Change: Labour Party Manifesto 2024*, 2024, pp.121-122. <<https://labour.org.uk/wp-content/uploads/2024/06/Change-Labour-Party-Manifesto-2024-large-print.pdf>>

(53) “PM’s remarks at the opening plenary session of the European Political Community: 18 July 2024,” 2024.7.18. GOV.UK website <<https://www.gov.uk/government/speeches/pms-remarks-at-the-opening-plenary-session-of-the-european-political-community-18-july-2024>>

(54) “European Affairs Committee Corrected oral evidence: Non-inquiry evidence session Tuesday 10 December 2024,” 2024.12.13. UK Parliament website <<https://committees.parliament.uk/oralevidence/15210/html/>>

(55) “Minister for EU Relations - Article on UK-EU Reset,” 2025.2.4. GOV.UK website <<https://www.gov.uk/government/news/minister-for-eu-relations-article-on-uk-eu-reset>>

(56) Malik et al., *op.cit.*(9), p.22; Jannike Wachowiak, “Starmer Government’s EU policy,” UK in a Changing Europe, *Brexit Files: from referendum to reset*, 2025.1.28, pp.130-131. <<https://media.ukandeu.ac.uk/wp-content/uploads/2025/01/The-Brexit-Files-from-referendum-to-reset.pdf>>

などについて EU 法の改正との整合を検討しており⁽⁵⁷⁾、「製品規制及び計量法案」がこれを可能にすると述べている⁽⁵⁸⁾。また、政府は、建設資材、製品包装及び包装廃棄物など、新たな EU 法との整合も検討中であることを示唆している⁽⁵⁹⁾。ただし、EU 法との整合は、あくまでもケースバイケースの判断によるものとされている。「製品規制及び度量衡法案」の審議において、レオン（Lord Leong CBE）議員は、「本法律案は、大臣に主権的選択権を付与し、英国と EU 間に生じる今後の規制相違を効果的に管理することを可能とする。」⁽⁶⁰⁾「EU の要件に整合することは、政府のあらかじめ設定された立場ではなく、政府は、企業と消費者のニーズに基づいて判断する。本法律案には、英国が EU の要件から逸脱することを妨げる条項は一切ない。」⁽⁶¹⁾と述べており、シャープ（Lord Sharpe of Epsom）議員宛の書簡においても、本法律案は EU 法の改正を自動的に英国法に適用すること（動的整合）を認めていないとしている⁽⁶²⁾。また、トーマス・シモンズ内閣府憲法・EU 関係担当大臣は、庶民院のビジネス・貿易委員会において、メイナード（Charlie Maynard）議員の質問に対し、「その指針となる原則は、英国の国益である。あらゆる場合において、国益に基づいて決定を下すのは、ビジネス・貿易大臣の責務である。」と答弁した⁽⁶³⁾。

II 2025 年製品規制及び計量法

1 概要

「製品規制及び計量法案」は、2024 年 7 月 17 日の国王演説において言及され⁽⁶⁴⁾、同年 9 月 4 日に議会に提出された。2025 年 3 月 12 日に貴族院を、同年 6 月 4 日に庶民院を通過し、同年 7 月 10 日に貴族院における庶民院修正案の審議を経て可決された。2025 年 7 月 21 日、「2025 年製品規制及び計量法」は、国王裁可を得て制定された。本法律は、全 16 か条及び附則 1 編

(57) Office for Product Safety and Standards, “Measuring noise from outdoor equipment: call for evidence,” 2025.9.8. GOV.UK website <<https://www.gov.uk/government/calls-for-evidence/measuring-noise-from-outdoor-equipment-call-for-evidence/measuring-noise-from-outdoor-equipment-call-for-evidence>>; Office for Product Safety and Standards, “Common charger for electrical devices: call for evidence,” 2024.10.9. GOV.UK website <<https://www.gov.uk/government/calls-for-evidence/common-charger-for-electrical-devices-call-for-evidence>>

(58) Department for Business and Trade and Office for Product Safety and Standards, *op.cit.*(3)

(59) Ministry of Housing, Communities and Local Government, “Construction Products Reform Green Paper,” 2025.2.26. GOV.UK website <<https://www.gov.uk/government/consultations/construction-products-reform-green-paper>>; Department for Environment, Food and Rural Affairs, “Explanatory Memorandum for European Union Legislation within the Scope of the UK/EU withdrawal Agreement and Windsor Framework,” 2024.1.29. Northern Ireland Assembly website <https://www.niassembly.gov.uk/globalassets/committee-blocks/windsor-framework-democratic-scrutiny-committee/reg-eu-20241143/reg-eu-202540/regulation-eu-2025_40-em.pdf>

(60) *The Parliamentary debates (Hansard), House of Lords official report*, v.839, 2024.10.8, c.1990. UK Parliament website <[https://hansard.parliament.uk/lords/2024-10-08/debates/90B79649-7D3C-49AB-A82F-B0DA74985428/ProductRegulationAndMetrologyBill\(HL\)](https://hansard.parliament.uk/lords/2024-10-08/debates/90B79649-7D3C-49AB-A82F-B0DA74985428/ProductRegulationAndMetrologyBill(HL))>

(61) *The Parliamentary debates (Hansard), House of Lords official report, op.cit.*(49), c.74gc.

(62) “Letter from Lord Leong to Lord Sharpe regarding interaction of the Bill with EU Law changes,” 2024.12.9. UK Parliament website <https://data.parliament.uk/DepositedPapers/Files/DEP2024-0807/Lord_Leong_to_Lord_Sharpe_of_Epsom-PRAM_Bill.pdf>

(63) “Business and Trade Committee Oral evidence: Export-led growth, HC 649,” 2025.1.21, Q.48. UK Parliament website <<https://committees.parliament.uk/oralevidence/15252/html/>>

(64) “The King’s Speech 2024,” 2024.7.17, pp.37-38. GOV.UK website <https://assets.publishing.service.gov.uk/media/6697f5c10808eaf43b50d18e/The_King_s_Speech_2024_background_briefing_notes.pdf>

から成り、適用範囲は英国の全地域である（第 14 条）。主務大臣が規則で定める日⁽⁶⁵⁾に施行される第 11 条第 1 項及び第 3 項を除き、制定日に施行された（第 15 条）。

本法律は、枠組み法⁽⁶⁶⁾であり⁽⁶⁷⁾、主務大臣に対し、製品規則及び計量規則の制定及び改正に関する新たな権限を委任するとともに、英国が EU の製品要件を承認するか否かの決定を委任するものである。主な規定は、次のとおりである。

2 主な規定

(1) 製品規制（第 1 条～第 4 条）

英国で市場取引され、又は使用される製品に関して、①当該製品がもたらすリスクを低減し、又は緩和し、②当該製品が効率的又は効果的に稼働することを保証し、③測量機器が正確に機能することを保証することを目的として、規則（製品規則）により規定を設ける権限を主務大臣に付与する（第 1 条第 1 項）。製品とは、生産（製造、包装、表示その他工程又は実施された操作）により生じた有形の物品をいい、製品の使用には、保管、輸送、廃棄などが含まれる（同条第 7 項）。また、英国で市場取引され、又は使用される製品に関して、製品が環境に与える影響の低減又は緩和⁽⁶⁸⁾を目的として、主務大臣が関連する EU 法⁽⁶⁹⁾の規定に一致し、又は類似する規定を規則により定めることを認める（同条第 2 項）。

製品規則においては、英国で市場取引され、若しくは使用される製品に関して、又は製品が英国で市場取引され、若しくは使用されるために満たすべき要件（製品要件）を定めることができ（第 2 条第 1 項）、製品要件に関連する技術基準について規定を設けることができる（同条第 4、5 項）。製品要件には、製品構成要素（有形・無形⁽⁷⁰⁾を問わない）、オンラインマーケットプレースを通じた製品の市場取引、製品情報、製品の監視・評価・検証・認証などに関することが含まれる（同条第 2 項）。主務大臣は、社会的、環境的及び経済的影響を考慮した上で、製品規則により、関連する EU 法の要件を満たしたことを英国の製品要件を満たしたものとみなすと定めることができる（同条第 7、8 項）。

製品規則においては、公的性質の職務を遂行する一又は複数の者を、製品規則の遵守状況の監視及び執行を担当する関係当局として指名することができ（第 3 条第 1、2、3 項）、関係当局又は関係当局に任命された検査官に、立入り・検査・搜索の権限及び製品規則に違反した製

(65) 本稿執筆時点で、所定の施行期日を定める規則は制定されていない。

(66) 政策内容の大部分が委任立法によって決定されるものをいう。House of Commons Library, “Delegated powers and framework legislation,” 2024.7.17. UK Parliament website <<https://commonslibrary.parliament.uk/research-briefings/cbp-10046/>>

(67) *The Parliamentary debates (Hansard), House of Lords official report, op.cit.*(60), c.1940.

(68) 「製品が環境に与える影響の低減又は緩和」の内容は、2025 年製品規制及び計量法では定義されていない。

(69) 製品の市場取引のための共通枠組みに関する欧州議会及び理事会決定 768/2008/EC（Decision No 768/2008/EC of the European Parliament and of the Council of 9 July 2008 on a common framework for the marketing of products, and repealing Council Decision 93/465/EEC (Text with EEA relevance) (revoked) (2008 No.768). <<https://www.legislation.gov.uk/eudn/2008/768/contents#>>>）又は欧州連合における製品の市場取引若しくは使用のための条件の統一を目的とするその他の EU 法をいう。2025 年製品規制及び計量法第 1 条第 7 項

(70) 製品規則の権限がソフトウェアや AI システムといった無形要素に及ぶのは、有形の製品に対する製品規制を最新化し、新技術や新たなリスクに対応させるために必要な範囲に限られる。無形要素にはソフトウェアは含まれるが、AI システム自体、デジタル製品、音楽は含まれない。*The Parliamentary debates (Hansard), House of Lords official report*, v.843, 2025.2.26, cc.1780-1781. UK Parliament website <[https://hansard.parliament.uk/lords/2025-02-26/debates/D04057E2-C32B-4CBE-A91A-99430D88073E/ProductRegulationAndMetrologyBill\(HL\)>](https://hansard.parliament.uk/lords/2025-02-26/debates/D04057E2-C32B-4CBE-A91A-99430D88073E/ProductRegulationAndMetrologyBill(HL)>)

品又は証拠を押収する権限などを付与することができる（同条第4項）。製品規則においては、製品規則の違反、関係当局又は検査官への業務妨害などに対する制裁についての規定を設けることができ（同条第7項）、その制裁についての規定には、刑事犯罪を創設する規定及び関係当局に民事制裁（制裁金を含む。）を科す権限を付与する規定を含むことができる（同条第9項）。

(2) 計量（第5条、第6条）

計量単位の計算又は決定方法及び表記方法に関して（第5条第1項）、また、英国において市場取引される品物の数量及びその数量を表現する計量単位に関して（同条第2項）、規則（計量規則）により規定を設ける権限を主務大臣に付与する。

第6条では、製品規則の執行とほぼ同内容の、計量規則の執行に関する規定が定められている。

(3) 補足規定（第7条～第11条）

現行の製品又は計量に関する規定（本法律の成立前に制定された従位立法⁽⁷¹⁾又は同化された直接立法⁽⁷²⁾に含まれるものをいう。）が本法律に基づき製品規則及び計量規則を制定する権限により制定可能である場合、本法律に基づく権限には、当該規定を改正する権限が含まれる（第9条）。

(4) 最終規定（第12条～第16条）

本法律に基づく規則は、制定法的文書によって制定されることを定める（第13条第1項）。本法律に基づく規則のうち、立入権限に関する規定、犯罪の創設又はその範囲の拡大を定める規定、オンラインマーケットプレイスを通しての製品の市場取引に関する最初の規定などを含む規則は、承認型手続（affirmative procedure）⁽⁷³⁾の対象となる（同条第3、4項）。承認型手続の対象となる規則を除く本法律に基づく規則は、不承認型手続（negative procedure）⁽⁷⁴⁾の対象となる（同条第5項）。

おわりに

政府は、2025年製品規制及び計量法によって付与された新たな権限を活用し、新たな製品リスク及び技術開発への対応、経済成長創出機会の活用、実店舗とオンラインマーケットプレイス間の公平な競争環境の確保などに努めるとして⁽⁷⁵⁾、「英国の製品安全政策の中心に消費者

(71) あらゆる法律の下で制定された、若しくは制定される、又は移行期間完了日以降に同化された直接立法（後掲注(72)を参照。）の下で制定された、若しくは制定される、勅令、命令、手続規則 [rules]、規則、計画 [schemes]、認可 [warrant]、細則その他文書をいう。1978年解釈法（Interpretation Act 1978 (c.30). <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1978/30>>）第21条第1項

(72) 2023年保持されたEU法（無効化及び刷新）法第5条により名称を変更された、2018年EU（離脱）法第3条に基づき国内法の一部を構成する、保持された直接EU立法をいう。

(73) 委任立法の制定又は施行のために、議会の承認が必要になるという手続。小熊美幸「イギリス議会における委任立法統制」『レファレンス』857号, 2022.5, p.59. <<https://doi.org/10.11501/12289531>>

(74) 一定の期間内に議会のいずれかの院によって不承認の動議が可決された場合には、当該委任立法を制定又は施行することができないという手続。同上

(75) Office for Product Safety and Standards, “Refining the law to better protect consumers,” 2025.7.22. GOV.UK website <<https://www.gov.uk/guidance/refining-the-law-to-better-protect-consumers>>

が位置付けられていること」を強調し、新たな権限をどのように行使するかを示すガイドラインを公表した⁽⁷⁶⁾。また、政府がEUとの関係の再構築を進める中で、閣僚がEU離脱の経済的な悪影響について言及しており⁽⁷⁷⁾、貿易障壁を取り除くためにEU法との整合をどのように扱うのかという課題もある。英国政府が様々な分野においてどのような製品規則及び計量規則を整備していくかを注視していきたい。

(きたむら やよい)

(76) Office for Product Safety and Standards, “Product safety: checks and balances on developing policy and legislation,” 2025.7.22. GOV.UK website <<https://www.gov.uk/government/publications/product-safety-developing-policy-and-legislation/product-safety-checks-and-balances-on-developing-policy-and-legislation>>

(77) Faisal Islam, “Chancellor says Brexit deal caused long-term damage to economy,” 2025.10.20. BBC website <<https://www.bbc.com/news/articles/cy0ypx859x8o>>

2025 年製品規制及び計量法

Product Regulation and Metrology Act 2025 (c.20).

国立国会図書館 調査及び立法考査局
主任調査員 海外立法情報調査室 北村 弥生 訳

【目次】

製品規制

- 第 1 条 製品規則
- 第 2 条 製品要件
- 第 3 条 製品規則の執行
- 第 4 条 緊急事態

計量

- 第 5 条 計量規則
- 第 6 条 計量規則の執行

補足規定

- 第 7 条 情報共有
- 第 8 条 費用回収
- 第 9 条 現行の製品及び計量に関する規定への適用
- 第 10 条 移譲された権限内での規定制定規則
- 第 11 条 関係法律の付随的改正

最終規定

- 第 12 条 解釈
- 第 13 条 規則
- 第 14 条 適用範囲
- 第 15 条 施行
- 第 16 条 略称

附則 除外される製品

英国における製品の市場取引又は使用についての、並びに英国において市場取引される品物の計量単位及び数量についての規定を設けるとともに、関連した目的のための法律⁽¹⁾

2025 年 7 月 21 日制定

この法律は、国王陛下により、現在の議会に参集した貴族院及び庶民院の助言及び承認を得て、並びにこれらの有する権能により、次のように制定される。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025 年 12 月 1 日である。なお、本稿中の [] は、訳者による補記である。

(1) An Act to make provision about the marketing or use of products in the United Kingdom; about units of measurement and the quantities in which goods are marketed in the United Kingdom; and for connected purposes. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2025/20>> 略称が、Product Regulation and Metrology Act 2025 (c.20).

製品規制

第1条 製品規則

- (1) 主務大臣は、規則により、英国における製品の市場取引又は使用に関して、次に掲げる目的のために、規定を設けることができる。
 - (a) 製品がもたらすリスクを低減し、又は緩和すること。
 - (b) 製品が効率的又は効果的に稼働することを保証すること。
 - (c) 計量又は測定のために設計された製品が正確に稼働することを保証すること。
- (2) 主務大臣は、また、規則により、英国における製品の市場取引又は使用に関して、製品が環境に与える影響を低減し、又は緩和する目的のために、関連する EU 法⁽²⁾の規定に一致し、又は類似する規定を設けることができる。
- (3) ただし、主務大臣は、第1項又は第2項に基づく規則を、附則に記載された製品について定めてはならない。
- (4) 本法律の適用について、製品がリスクをもたらすとは、その製品が意図された目的のために使用され、又は合理的に予見可能な条件下で使用される場合に、次のいずれかの可能性があることを指す。
 - (a) 人の健康又は安全を危険にさらすこと。
 - (b) 家畜の健康又は安全を危険にさらすこと。
 - (c) 財産（他の製品の性能を含む。）を危険にさらすこと。
 - (d) 電磁妨害を生じさせる、又はその可能性があること。
- (5) 本条の適用について、主務大臣は、製品がもたらすリスクをどのように認定し、かつ、評価する想定であるかを定める声明を公表しなければならない。
- (6) 第5項に基づき公表された声明は、随時改定され、又は置き換えられ得る。
- (7) 本法律において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

「電磁妨害」とは、製品の操作に悪影響を及ぼすあらゆる電磁現象をいう。

「市場取引」とは、市場で入手可能にすることをいい、関連用語も同様に解釈される。

「製品」とは、生産という方法により生じた有形の物品をいう。

「生産」とは、ある物品の性質に影響を与える、製造、包装、表示その他工程又は実施された操作（規模の大小を問わない。）をいう。

「関連する EU 法」とは、次のいずれかをいう。

 - (a) 製品の市場取引のための共通枠組みに関する欧州議会及び理事会決定 768/2008/EC⁽³⁾
 - (b) 欧州連合における製品の市場取引又は使用のための要件の調和を目的とするその他の EU 法

「使用」とは、製品に関しては、保管、輸送、包装、表示又は廃棄を含み、関連用語も同様に解釈される。
- (8) 第2条から第4条まで、第7条から第11条まで及び第13条は、本条により付与される

(2) 本条第7項の定義を参照。

(3) Decision No 768/2008/EC of the European Parliament and of the Council of 9 July 2008 on a common framework for the marketing of products, and repealing Council Decision 93/465/EEC (Text with EEA relevance) (revoked) (2008 No.768).
<<https://www.legislation.gov.uk/eudn/2008/768/contents#>>

権限について更なる規定を設ける。

(9) 本条に基づく規則は、本法律において「製品規則」と称される。

第2条 製品要件

(1) 製品規則においては、次に掲げる要件（「製品要件」）に関する規定を設けることができる。

(a) 英国において市場取引され、又は使用される製品に関して満たさなければならない要件

(b) 製品が英国において市場取引され、又は使用されるために満たさなければならない要件

(2) 当該規則には、次に掲げる事項に関する製品要件を含めることができる。

(a) 製品の生産、構成要素（有形又は無形を問わない）、組成その他特性

(b) 製品の設置

(c) 製品の使用

(d) 製品の表示

(e) オンラインマーケットプレイス⁽⁴⁾を通じた製品の市場取引

(f) 次に掲げる者に対する製品に関する情報（リスクに関する情報を含む。）の提供

(i) 英国において製品を市場取引された、又は製品を使用する者

(ii) 第3項に規定される者

(iii) 関係当局

(g) 製品に関する申立て

(h) 製品の監視、評価、検証又は認証

(i) 苦情の記録又は調査

(j) 文書又はサンプルの作成又は保持

(k) 関係当局との協力

(l) 認定代理人 [authorised representative]⁽⁵⁾ の任命

(3) 製品規則において製品要件を課すことができる者には、次の者が含まれる。

(a) 製品の製造者又は製品に関連する他の生産方法を実施する者

(b) 英国において製品を市場取引する者

(c) 英国において市場取引され、又は使用されることを目的として、製品を英国に輸入する者

(d) 英国において製品を設置する者

(e) 次のいずれかに該当する者

(i) オンラインマーケットプレイスへのアクセスを管理する者

(ii) オンラインマーケットプレイスのコンテンツを管理する者

(iii) そのようなアクセス又はコンテンツを管理する者の仲介者として行動する者

(f) a号からe号までに掲げる者の認定代理人

(g) 製品の監視、評価、検証又は認証を行う者

(h) g号に掲げる者の認証又は認定に関連する活動を行う者

(4) 第12条第1項の定義を参照。

(5) 第12条第1項の定義を参照。

- (i) 製品に関連する活動を行うその他の者
- (4) 製品規則においては、製品要件に関する技術基準に対応して、又は〔技術基準に〕関して規定を設けることができる。
- (5) 第4項に定める規定には、次に掲げる事項に関する規定を含めることができる。
 - (a) 技術基準を作成できる者
 - (b) 技術基準を作成できる手続及び〔同基準を作成できる〕者
 - (c) 技術基準に包含しなければならない事項又は〔同基準に包含することが〕できる事項
- (6) 製品要件においては、次に掲げる事項を定めることができる。
 - (a) 規則に定める者により公表された技術基準（随時改正される基準を含む。）を参照すること。
 - (b) 特定の技術基準を満たすことが特定の製品要件の遵守の推定を生じると規定すること。
- (7) 製品規則においては、次に掲げるいずれかの場合に製品要件を満たしたものとみなすと定めることができる。
 - (a) 製品規則に定める関連するEU法の要件が満たされている場合
 - (b) 当該要件が満たされ、かつ、規則に定める条件も満たされている場合
- (8) 第7項に定める規定を設ける前に、主務大臣は、当該規定を設けることに関わる社会的、環境的及び経済的影響を考慮しなければならない。
- (9) 本条において、「無形の」構成要素への言及にはソフトウェアを含む。

第3条 製品規則の執行

- (1) 製品規則においては、一又は複数の者を関係当局として指名することができる。
- (2) 製品規則においては、ある者が公的性質の職務を遂行する場合⁽⁶⁾に限り、第1項に基づき指名することができる。
- (3) 製品規則においては、関係当局に次に掲げる職務の一又は複数を付与する規定を設けることができる。
 - (a) 製品規則の遵守の監視
 - (b) 製品規則の不遵守の疑いに関する調査
 - (c) 製品規則の遵守の確保
 - (d) 製品規則の不遵守の影響の緩和
- (4) 製品規則においては、次に掲げる規定を含めることができる。
 - (a) 当該規則に基づき職務を遂行する検査官を任命する権限を関係当局に付与する規定
 - (b) 関係当局又は検査官に次に掲げる権限を含む職務を付与する規定
 - (i) 施設に立ち入り、検査し、及び搜索する権限
 - (ii) 製品規則を遵守していない製品又は証拠を押収し、及び保持する権限
 - (iii) 文書若しくは情報を保持し、又は提供することを要求する権限

(6) 主務大臣のほか、地方当局（英国では、地方の計量当局は「取引基準局（Trading Standard）」として知られ、北アイルランドでは経済省が管轄する。）、衛生安全委員会事務局（Health and Safety Executive）、北アイルランド衛生安全委員会事務局（Health and Safety Executive Northern Ireland）、原子力規制庁（Office for Nuclear Regulation）、医薬品医療機器規制局（Medicines and Healthcare Regulatory products Agency）、通信庁（Office of Communications）、鉄道道路庁（Office of Rail and Road）、運転者車両基準局（Driver and Vehicle Standards Agency）などが含まれる。
 “Product Regulation And Metrology Act 2025: Explanatory Notes.” Legislation.gov.uk website <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2025/20/notes/division/1/index.htm>>

- (iv) 製品を処分し、又はある者に対し製品を処分することを要求する権限
- (5) 製品規則においては、次に掲げる者により発付された令状なしに、完全に又は主に住居として使用されている施設への立入りを許可してはならない。
- (a) イングランド及びウェールズにおいては、治安判事 [justice of the peace]⁽⁷⁾
- (b) スコットランドにおいては、州裁判所裁判官 [sheriff]⁽⁸⁾、略式裁判官 [summary sheriff]⁽⁹⁾ 又は治安判事
- (c) 北アイルランドにおいては、非法律家治安判事 [lay magistrate]⁽¹⁰⁾
- (6) 第3項c号又はd号に定める規定には、次に掲げる権限を含む、関係当局が通知によりある者に対しある行為の遂行又は中止を要求する権限を付与する規定を含めることができる。
- (a) 製品がもたらすリスクを他者に警告するようある者に対し要求する権限
- (b) 製品に当該製品がもたらすリスクに関する表示を命じる権限
- (c) 製品の市場取引又は使用を禁止する権限
- (d) 製品の回収又は市場からの撤去を要求する権限
- (7) 製品規則においては、次に掲げる行為に対する、又は〔それに〕関連する制裁についての規定を設けることができる。
- (a) 製品規則の不遵守
- (b) 製品規則により付与された権限に基づき関係当局が発行した通知の不遵守
- (c) 関係当局又は検査官への妨害又は〔関係当局又は検査官への〕支援若しくは協力の不履行
- (d) 関係当局又は検査官への虚偽又は誤解を招く情報の提供
- (8) 製品規則には、次に掲げる規定を含めることができる。
- (a) 関係当局が他の措置を講じる代わりに、製品規則の遵守に関する誓約を受け入れることについての規定
- (b) 当該誓約の不遵守に対する制裁についての規定
- (c) 裁判所命令（スコットランドにおいては州裁判所裁判官の命令）による製品の没収についての規定
- (9) 第7項又は第8項b号に定める規定には、次に掲げる規定を含めることができる。
- (a) 刑事犯罪を創設し、又はその範囲を拡大する規定
- (b) イングランド及びウェールズ並びに北アイルランドにおいて、a号に基づき創設され、又は拡大された刑事犯罪の関係当局による起訴についての規定
- (c) 民事制裁（制裁金を含む。）を科す権限を関係当局に付与する規定

(7) 治安維持・民刑事の小事件の裁判、重大刑事事件の予備審問などを行う地方判事。小山貞夫編著『英米法律語辞典』研究社、2011、p.607。

(8) スコットランドにおける刑事事件と民事事件の大部分の審理を行う州裁判所（sheriff court）の裁判官。“SHERIFFS.” Judiciary of Scotland website <<https://judiciary.scot/home/judiciary/judicial-office-holders/sheriffs/sheriffs-1>>

(9) スコットランドの州裁判所で、刑事事件のうちの略式事件を担当し、様々な民事訴訟手続も扱うことができる。“SUMMARY SHERIFF.” Judiciary of Scotland website <<https://judiciary.scot/home/judiciary/judicial-office-holders/sheriffs/summary-sheriffs>>

(10) 北アイルランドの家庭裁判所及び少年裁判所を構成する3名の判事のうちの裁判長以外の治安判事。大法官によって任命され、裁判所の開廷時間外に発生した児童保護のための緊急申立てへの対応など、重要かつ価値ある公的機能を担う。“Lay Magistrate.” NIJAC website <<https://www.nijac.gov.uk/lay-magistrate>>

- (10) 製品規則においては、裁判所又は審判所への上訴に関する規定を設けることができる。
- (11) 製品規則が刑事犯罪を創設する規定を含む場合、その規定は次に掲げる効力を持たなければならない。
- (a) 当該犯罪は、次のいずれかにより公判に付せられる。
 - (i) 略式起訴のみ
 - (ii) 略式起訴又は正式起訴
 - (b) 当該罪を犯した者は、略式起訴による有罪判決により次に掲げる刑に処せられる。
 - (i) イングランド及びウェールズにおいては、罰金若しくは3か月以下の禁錮又は〔これらの〕併科
 - (ii) スコットランド又は北アイルランドにおいては、法定最高額を超えない罰金若しくは3か月以下の禁錮又は〔これらの〕併科
 - (c) 当該罪を犯した者は、正式起訴による有罪決定により、罰金若しくは2年を超えない禁錮又は〔これらの〕併科に処せられる。

第4条 緊急事態

- (1) 緊急事態において製品規則を適用除外とし、又は修正して適用する規定を製品規則の中に定めることができる。
- (2) 当該適用除外又は修正には、条件を付すことができる。

計量

第5条 計量規則

- (1) 主務大臣は、規則により、次に掲げる事項に関する規定を含む、(品物その他物品のいずれかのもの)数量を表すために使用される計量単位についての規定を設けることができる。
- (a) 計量単位をどのように計算し、若しくは決定しなければならないのか、又はできるのか
 - (b) 計量単位をどのように表記しなければならないのか、又はできるのか
- (2) 主務大臣は、また、規則により、次の事項についても規定を設けることができる。
- (a) 英国において市場取引されるべき、又はできる品物の数量
 - (b) 当該数量の表示に使用すべき、又はできる計量単位
- (3) 第2項に定める規定には、次に掲げる要件を含むことができる。
- (a) 品物の表示又は包装に関する要件
 - (b) 英国において市場取引された品物の数量及び当該数量の表示に使用される計量単位の監視、評価及び検証に関する要件
 - (c) 文書及び情報の保持に関する要件
- (4) 主務大臣は、次のいずれかの品物の市場取引においてポイントの使用を妨げ、又は制限する、本条に基づく規則を設けてはならない。
- (a) 生ビール又はサイダー
 - (b) 返却可能な容器に入った牛乳
- (5) 本条において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。
「品物」とは、有形の物品(包装又は表示を含む。)をいう。

「ポイント」は、0.56826125 立方デシメートルに等しい。

「数量」とは、数又は計量単位で表した数量をいう。

「測定単位」とは、長さ、面積、体積、容量、質量、重量、時間、温度又は電流の測定値を含む、あらゆる測定単位をいう。

- (6) 第6条から第11条まで及び第13条は、本条により付与される権限について更なる規定を設ける。
- (7) 本条に基づく規則は、本法律において「計量規則」と称される。

第6条 計量規則の執行

- (1) 計量規則においては、一又は複数の者を関係当局として指名することができる。
- (2) 計量規則においては、ある者が公的性質の職務を遂行する場合に限って、第1項に基づき指名することができる。
- (3) 計量規則においては、関係当局に次に掲げる職務の一又は複数を付与する規定を設けることができる。
- (a) 計量規則の遵守の監視
 - (b) 計量規則の不遵守の疑いに関する調査
 - (c) 計量規則の遵守の確保
 - (d) 計量規則の不遵守の影響の緩和
- (4) 計量規則には、次に掲げる規定を含めることができる。
- (a) 当該規則に基づき職務を遂行する検査官を任命する権限を関係当局に付与する規定
 - (b) 関係当局又は検査官に次に掲げる権限を含む職務を付与する規定
 - (i) 施設に立ち入り、検査し、及び搜索する権限
 - (ii) 計量規則を遵守していない品物又は証拠を押収し、及び保持する権限
 - (iii) 文書若しくは情報を保持し、又は提供することを要求する権限
 - (iv) 品物を処分し、又はある者に対し製品を処分することを要求する権限
- (5) 計量規則においては、次に掲げる者により発付された令状なしに、完全に又は主に住居として使用されている施設への立入りを許可してはならない。
- (a) イングランド及びウェールズにおいては、治安判事
 - (b) スコットランドにおいては、州裁判所裁判官、略式裁判官又は治安判事
 - (c) 北アイルランドにおいては、非法律家治安判事
- (6) 第3項c号又はd号に定める規定には、関係当局が通知によりある者に対しある行為の遂行又は中止を要求する権限を付与する規定を含めることができる。
- (7) 計量規則においては、次に掲げる行為に対する、又は〔それに〕関連する制裁についての規定を設けることができる。
- (a) 計量規則の不遵守
 - (b) 計量規則により付与された権限に基づき関係当局が発行した通知の不遵守
 - (c) 関係当局又は検査官への妨害又は〔関係当局又は検査官への〕支援若しくは協力の不履行
 - (d) 関係当局又は検査官への虚偽又は誤解を招く情報の提供
- (8) 計量規則には、次に掲げる規定を含めることができる。
- (a) 関係当局が他の措置を講じる代わりに、計量規則の遵守に関する誓約を受け入れるこ

とについての規定

- (b) 当該誓約の不遵守に対する制裁についての規定
 - (c) 裁判所命令（スコットランドにおいては州裁判所裁判官の命令）による品物の没収についての規定
- (9) 第7項又は第8項b号に定める規定には、次に掲げる規定を含めることができる。
- (a) 刑事犯罪を創設し、又はその範囲を拡大する規定
 - (b) イングランド及びウェールズ並びに北アイルランドにおいて、a号に基づき創設され、又は拡大された刑事犯罪の関係当局による起訴についての規定
 - (c) 民事制裁（制裁金を含む。）を科す権限を関係当局に付与する規定
- (10) 計量規則においては、裁判所又は審判所への上訴に関する規定を設けることができる。
- (11) 計量規則が刑事犯罪を創設する規定を含む場合、その規定は次に掲げる効力を持たなければならない。
- (a) 当該犯罪は、次のいずれかにより公判に付せられる。
 - (i) 略式起訴のみ
 - (ii) 略式起訴又は正式起訴
 - (b) 当該罪を犯した者は、略式起訴による有罪判決により次に掲げる刑に処せられる。
 - (i) イングランド及びウェールズにおいては、罰金若しくは3か月以下の禁錮又は〔これらの〕併科
 - (ii) スコットランド又は北アイルランドにおいては、法定最高額を超えない罰金若しくは3か月以下の禁錮又は〔これらの〕併科
 - (c) 当該罪を犯した者は、正式起訴による有罪決定により、罰金若しくは2年を超えない禁錮又は〔これらの〕併科に処せられる。

補足規定

第7条 情報共有

- (1) 製品規則又は計量規則においては、次に掲げる情報開示のための、又は〔情報開示に〕関する規定を設けることができる。
- (a) 製品規則又は計量規則に基づく職務を遂行する関係当局による第2項に掲げる者への開示
 - (b) 第2項に掲げる者による〔製品規則又は計量規則に基づく職務を遂行する〕関係当局への開示
- (2) 該当する者は次のいずれかである。
- (a) 他の関係当局
 - (b) 緊急サービス
 - (c) 製品規則又は計量規則に定める、又は定める種類の者
- (3) 第1項に定める規定には、次の事項に関する規定を含めることができる。
- (a) 情報を開示できる〔状況〕又は〔開示〕しなければならない状況
 - (b) 開示できる〔情報〕又は〔開示〕しなければならない情報の種別
 - (c) 開示された情報を使用できる〔方法〕又は〔使用〕してはいけない方法

- (d) a号からc号までに定める規定の不遵守に対する制裁（刑事犯罪を創設し、又はその範囲を拡大する規定を含む。）
- (4) 第5項に定める場合を除き、製品規則又は計量規則においては、当該規則に基づく情報の処理が次に掲げる事項に違反しないと定めることができる。
- (a) 情報を処理する者が負う守秘義務
- (b) （その課され方にかかわらず）情報の処理に関するその他の制限
- (5) 製品規則又は計量規則の規定は、データ保護法⁽¹¹⁾に違反する情報の処理を認め、又は要求するものとして解釈されるべきではない（ただし、特定のデータ処理がこれに該当するかどうかの判断は、当該規定により付与された権限又は課された義務を考慮するものとする。）。
- (6) 本条において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。
- 「データ保護法」及び「処理」とは、2018年データ保護法⁽¹²⁾に掲げる意義と同一の意義を有する（同法第3条参照）。
- 「緊急サービス」とは、次の事項をいう。
- (a) 警察、消防、救助及び救急サービス
- (b) 英国沿岸警備隊

第8条 費用回収

- (1) 製品規則又は計量規則においては、当該規則による、又は〔当該規則に〕基づく権能により付与された職務を遂行する際に関係当局が負担した費用について当該関係当局が手数料を課す規定を設けることができる。
- (2) 当該規則には、次に掲げる事項に関する規定を含めることができる。
- (a) 手数料の支払義務者
- (b) 手数料の支払が生じる状況
- (c) 手数料の額（金額の算定方法を含む。）
- (d) 減額、控除及び免除
- (e) 手数料の支払方法及び期限
- (f) 支払の徴収及び回収
- (g) 未払金に対する支払うべき利息
- (h) 紛争の解決（裁判所又は審判所への上訴を含む。）
- (3) 第2項a号に基づく規定は、製品規則又は、該当する場合、計量規則により付与された職務の遂行により直接的に影響を受けたであろう者である場合に限り、その者に義務を課すことを定めることができる。

(11) 本条第6項の定義及び後掲注(12)を参照。

(12) Data Protection Act 2018 (c.12). <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2018/12>>「データ保護法」とは、英国一般データ保護規則（Regulation (EU) 2016/679 of the European Parliament and of the Council of 27 April 2016 on the protection of natural persons with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data (United Kingdom General Data Protection Regulation) (Text with EEA relevance) (2016 No.679). <<https://www.legislation.gov.uk/eur/2016/679>>）、本法律、本法律又は英国一般データ保護規則に基づき設けられた規則をいう（第3条第9項）。「処理」とは、情報又は情報の集合に対して行われる操作又は一連の操作をいう。具体的には、(a) 収集、記録、整理、体系化又は保存、(b) 適応又は変更、(c) 検索、照会又は利用、(d) 伝送、普及その他の提供による開示、(e) 照合又は結合、(f) 制限、消去又は破棄である（第3条第4項）。

第9条 現行の製品及び計量に関する規定への適用

- (1) 製品規則を制定する権限は、次に掲げる規定を制定する権限を含む。
- (a) 現行の製品要件が製品規則における製品要件〔と同じ〕である場合、現行の製品要件に関して、第2条第4号、第6号又は第7号に定める全ての規定
 - (b) 現行の製品規定が製品規則における規定〔と同じ〕である場合、現行の製品規定に関して、第3条、第4条、第7条及び第8条に定める全ての規定
- (2) 計量規則を制定する権限は、現行の計量規定が計量規則における規定〔と同じ〕である場合、現行の計量規定に関して、第6条から第8条までに定める全ての規定を制定する権限を含む。
- (3) 本条において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。
- 「現行の計量規定」とは、随時改正され、第5条に基づき制定可能な、次に掲げる規定をいう。
- (a) 本法律の制定前に制定された従位立法
 - (b) 同化された直接立法⁽¹³⁾
- 「現行の製品規定」とは、随時改正され、第1条に基づき制定可能な、次に掲げる規定をいう。
- (a) 本法律の制定前に制定された従位立法
 - (b) 同化された直接立法
- 「現行の製品要件」とは、現行の製品規定に含まれ、製品規則における製品要件となり得る要件をいう。
- 「従位立法」とは、1978年解釈法⁽¹⁴⁾に掲げる意義と同一の意義を有する（同法第21条参照）。

第10条 移譲された権限内での規定制定規則

- (1) 主務大臣は、スコットランド大臣の同意を得た場合に限り、スコットランドの移譲された権限内の規定を含む、第1条に基づく規則を制定することができるが、当該規定がスコットランドの移譲された権限外の規定に付带的に、又は間接的に生じるものである場合はこの限りではない。
- (2) 主務大臣は、ウェールズ大臣の同意を得た場合に限り、ウェールズの移譲された権限内の規定を含む、第1条に基づく規則を制定することができるが、当該規定がウェールズの移譲された権限外の規定に付带的に、又は間接的に生じるものである場合はこの限りではない。
- (3) 主務大臣は、関連する北アイルランド省庁の同意を得た場合に限り、北アイルランドの移譲された権限内の規定を含む、第1条又は第5条第2項に基づく規則を制定することができるが、当該規定が北アイルランドの移譲された権限外の規定に付带的に、又は間接的に生じるものである場合はこの限りではない。
- (4) 第3項の「関連する北アイルランド省庁」とは、関係する規則に含まれる規定を考慮し

(13) 2023年保持されたEU法（無効化及び刷新）法（Retained EU Law (Revocation and Reform) Act 2023 (c.28). <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2023/28>>）第5条により名称を変更された、2018年EU（離脱）法（後掲注(22)参照）第3条に基づき国内法の一部を構成する、保持された直接EU立法をいう。移行期間完了時のEU法の英国法への同化については、南亮一「英国のEU離脱に伴うEU法からの制度上の「離脱」の総仕上げ—2023年保持されたEU法（無効化及び刷新）法の制定—」『外国の立法』No.303, 2025.3, pp.27-37. <<https://doi.org/10.11501/14063173>>を参照。

(14) Interpretation Act 1978 (c.30). <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1978/30>> 「従位立法」とは、あらゆる法律の下で制定された、若しくは制定される、又は移行期間完了日以降に同化された直接立法の下で制定された、若しくは制定される、勅令、命令、手続規則〔rules〕、規則、計画〔schemes〕、認可〔warrant〕、細則その他文書をいう（第21条第1項）。

て主務大臣が適切と認める北アイルランド省庁を指す。

- (5) 本条の適用について、規定は次に掲げるとおりである。
- (a) スコットランド議会制定法に含まれていたならば、同議会の立法権限に属するものである場合には、当該規定はスコットランドの移譲された権限内にある。
- (b) ウェールズ議会制定法（大臣〔Minister of the Crown〕の同意を得た場合にのみ制定可能な規定を含む。）に含まれていたならば、同議会の立法権限に属するものである場合には、当該規定はウェールズの移譲された権限内にある。
- (c) 当該規定が次の条件を満たす場合、北アイルランドの移譲された権限内にある。
- (i) 北アイルランド議会制定法に含まれていたならば、同議会の立法権限に属するものである場合
- (ii) 北アイルランド議会の法律案に含まれていたならば、当該法律案が1998年北アイルランド法⁽¹⁵⁾第8条に基づき主務大臣の同意を必要とするものとならない場合
- (6) 2006年ウェールズ政府法⁽¹⁶⁾附則第7B（ウェールズ議会の立法権限に関する一般的制限）第9条第8項b号（留保された権限に関する制限の例外）において
- (a) (viii)の末尾の「又は」を削除する。
- (b) (ix)の末尾に「又は(x)2025年製品規制及び計量法」を挿入する。
- (7) 本条において、「大臣」とは、1975年大臣法⁽¹⁷⁾に掲げる意義と同一の意義を有する。

第11条 関係法律の付随的改正

- (1) 1987年消費者保護法⁽¹⁸⁾において、第2部及び第4部を削除する。
- (2) 製品規則又は計量規則においては、本法律により、又は〔本法律に〕基づき設けられた規定の結果として、1868年銃身検査法から1978年〔銃身検査法〕まで⁽¹⁹⁾により設けられた規定を改正し、又は廃止することができる。
- (3) 1985年度量衡法⁽²⁰⁾において、第1条、第8条第1項a号、第25条及び附則第1を削除する。
- (4) 本法律に基づく規則は、第1項、第2項又は第3項により、又は基づき行われた改正又は廃止の結果として、次のいずれかの法律により、又は基づき制定された規定を改正し、又は廃止することができる。
- (a) 本法律より前に制定された法律
- (b) 本法律と同じ議会会期中に本法律より後に制定された法律

(15) Northern Ireland Act 1998 (c.47). <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1998/47>> 次のいずれかに該当する法案については、主務大臣の同意が必要である。(a) 除外事項を扱い、かつ、留保又は移譲事項を扱う他の規定（当該法律案に含まれるものであれ、既に制定されたものであれ）に付随する規定を含む場合、(b) 留保事項を扱う規定を含む場合（第8条）

(16) Government of Wales Act 2006 (c.32). <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2006/32>>

(17) Ministers of the Crown Act 1975 (c.26). <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1975/26>> 「大臣」とは、英国国王陛下の政府における官職の保持者を指し、財務省、通商委員会及び防衛評議会を含む（第8条第1項）。

(18) Consumer Protection Act 1987 (c.43). <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1987/43>>

(19) Gun Barrel Proof Act 1868 (c.cxiii (Regnal.31_and_32_Vict)). <<https://www.legislation.gov.uk/ukla/Vict/31-32/113>>; Gun Barrel Proof Act 1950 (c.iii (Regnal. 14_Geo_6)). <<https://www.legislation.gov.uk/ukla/Geo6/14/3>>; Gun Barrel Proof Act 1978 (c.9). <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1978/9>> の3本の法律を指す。

(20) Weights and Measures Act 1985 (c.72). <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1985/72>>

最終規定

第12条 解釈

(1) 本法律において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

「認定代理人」とは、他の者に代わって行動することを委任された者をいう。

「文書」とは、あらゆる種類の情報を記録したものをいう。

「家畜」とは、野生で生息していない動物をいう。

「EU法」とは、EU規則、EU指令、EU三次立法又はEU決定（それぞれ2018年EU（離脱）法⁽²¹⁾第20条において定められた意義を有する。）をいう。

「健康」とは、人に関して、身体的な、又は精神的な健康をいう。

「市場で入手可能にする」とは、製品又は品物に関して、有償であるか、又は無償であるかを問わず、市場での流通又は使用のために供給し、又は広告されることをいい、関連用語も同様に解釈される。

「製造」には、組立て、統合、設計及びエンジニアリングが含まれ、関連用語も同様に解釈される。

「市場取引」は、第1条第7項で定める意義を有する。

「計量規則」は、第5条第7項で定める意義を有する。

「モバイルアプリケーション」とは、スマートフォン及びタブレットなどの携帯機器において一般公衆により使用されることを目的として設計し、及び開発されたアプリケーションソフトウェアをいう。

「オンラインマーケットプレイス」とは、次に掲げるもののいずれかにおけるサービス又はサービスの機能であって、それにより英国における製品の市場取引を促進するものをいう。

(a) ウェブサイト又はウェブサイトの一部

(b) モバイルアプリケーション

(c) インターネットを介して情報を入手できる手段であるその他のプラットフォーム

「施設」には、土地、区画、車両、船舶又は航空機が含まれる。

「製品」は、第1条第7項で定める意義を有する。

「製品規則」は、第1条第9項で定める意義を有する。

「製品要件」は、第2条第1項で定める意義を有する。

「生産」は、第1条第7項で定める意義を有する。

「関係当局」とは、第3条第3項又は第6条第3項（いずれか該当するもの）に定める規定において関係当局として指名された者をいう。

「関連するEU法」は、第1条第7項で定める意義を有する。

「使用」とは、製品に関して、第1条第7項で定める意義を有する。

(2) 主務大臣は、「オンラインマーケットプレイス」の意義を変更する目的で、本条を規則に

(21) European Union (Withdrawal) Act 2018 (c.16). <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2018/16>> EU規則とは、全体として拘束力を有し、全ての加盟国において直接適用されるものをいう。EU指令とは、達成すべき結果に関して、その対象となる各加盟国に対して拘束力を有するが、その形式及び方法の選択は国内当局に委ねられるものをいう。EU三次立法とは、EU規則、EU決定、EU指令に基づいて定められた規定をいう。EU決定とは、全体として拘束力を有し、対象者を特定する決定はその対象者のみに拘束力を有するものをいう（第20条）。

より改正することができる。

第13条 規則

- (1) 本法律に基づく規則は、制定法的文書 [statutory instrument]⁽²²⁾ により制定される。
- (2) 本法律に基づく規則は、次に掲げることを行うことができる。
 - (a) 一般的又は特定の事例に関する規定を設けること。
 - (b) 異なる目的のために異なる規定を設けること。
 - (c) 異なる地域に対して異なる規定を設けること。
 - (d) 物事を行わなくてはならない、又は [行うことが] できる形式及び方法に関する規定を設けること。
 - (e) 物事を行わなくてはならない、又は [行うことが] できる期限又は期間に関する規定を設けること。
 - (f) 英国政府を拘束する規定を設けること。
 - (g) 派生 [規定]、補充 [規定]、付帯 [規定]、暫定 [規定] 又は留保規定を設けること。
- (3) 本法律に基づく規則で、第4項において指定する規定（他の規定の有無を問わない。）を含むものは、当該事項を含む制定法的文書案が両議院に提出され、かつ、両議院の決議により承認されない限り、制定してはならない。
- (4) 第3項にいう規定とは、次の各号に掲げるものである。
 - (a) 製品規則に含まれる、第2条第2項e号に定められた最初の規定
 - (b) 製品規則に含まれる、第2条第3項e号に定められた最初の規定
 - (c) 第2条第3項i号に定められ、当該規定において指定される者の区分に対して最初の製品要件を課す規定
 - (d) 第3条第4項b号(i)及び第6条第4項b号(i)に定められた規定
 - (e) 第4条に定められた規定
 - (f) 刑事犯罪を創設し、又はその範囲を拡大する規定
 - (g) 第7条、第8条及び第11条に定められた規定
 - (h) 第12条第2項に定められた規定
- (5) 第3項が適用される規則を除く、本法律に基づく規則を含む制定法的文書は、議会のいずれかの議院の決議により無効となる。
- (6) 本法律に基づく規則を制定する前に、主務大臣は、同大臣が適切と認める者と協議しなければならない。
- (7) 第2項から第6項までは、第15条に基づく規則は適用されない。

第14条 適用範囲

本法律は、イングランド及びウェールズ、スコットランド並びに北アイルランドに適用される。

第15条 施行

- (1) 第11条第1項及び第3項は、主務大臣が規則で定める日に施行され、主務大臣は、異な

(22) 最も一般的な二次（又は委任）立法の形式。制定法的文書を制定する権限は、議会制定法により定められており、大抵の場合、大臣に付与されている。“Statutory Instruments (SIs),” UK Parliament website <<https://www.parliament.uk/site-information/glossary/statutory-instruments-sis/>>

る目的のために異なる日を定めることができる。

(2) 本法律のその他の部分は、本法律が成立した日に施行される。

第16条 略称

本法律は、2025年製品規制及び計量法と称することができる。

附則 除外される製品

第1条

1990年食品安全法⁽²³⁾第1条に定義される食品

第2条

1970年農業法⁽²⁴⁾第66条に定義される飼料及び肥料

第3条

植物、果実及び菌類

第4条

植物保護製品の市場投入に関する欧州議会及び理事会規則（EC）第1107/2009号⁽²⁵⁾第2条第1項に定義される植物保護製品

第5条

人間が消費する目的ではない動物由来の成分及び派生製品に関する衛生規則を定める欧州議会及び理事会規則（EC）第1069/2009号⁽²⁶⁾第3条第1項に定義される動物由来の成分

第6条

動物由来食品に関する特定の衛生規則を定める欧州議会及び理事会2004年4月29日規則（EC）第853/2004号⁽²⁷⁾附則第1第8.1条に定義される動物由来製品

(23) Food Safety Act 1990 (c.16). <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1990/16>>「食品」とは、加工済み、一部加工済み、又は未加工を問わず、人間が摂取することを意図した、又は合理的に摂取が予想されるあらゆる物質又は製品をいう（第1条）。

(24) Agriculture Act 1970 (c.40). <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1970/40>>「飼料」とは、愛玩動物及び食品、羊毛、皮革、毛皮の生産又は土地耕作における利用を目的として一般的に飼育される動物の種類に対して経口的に与えられる、①植物若しくは動物由来の製品で、自然の状態（生鮮又は保存状態を問わない。）のもの、②そのような製品の工業的加工から得られた製品又は③単独若しくは混合物として使用される有機若しくは無機物質（添加物の有無を問わない。）をいう。「肥料」とは、植物又は菌類の栽培を目的として、植物若しくは菌類又はその種子若しくは孢子に栄養分を供給し、又は栄養効率を改善するために用いられるあらゆる物質をいう（第66条第1項）。

(25) Regulation (EC) No 1107/2009 of the European Parliament and of the Council of 21 October 2009 concerning the placing of plant protection products on the market and repealing Council Directives 79/117/EEC and 91/414/EEC (2009 No.1107). <<https://www.legislation.gov.uk/eur/2009/1107#>>「植物保護製品（plant protection product）」とは、作物や望ましい植物、有用な植物を保護する農薬で、少なくとも一つの有効物質が含まれており、①収穫前又は収穫後に植物又は植物製品を害虫等から保護する、②植物の生命活動に影響を与える、③植物製品を保存する、④望ましくない植物又は植物の部位の除去のいずれかの用途を意図するものをいう（第2条第1項）。

(26) Regulation (EC) No 1069/2009 of the European Parliament and of the Council of 21 October 2009 laying down health rules as regards animal by-products and derived products not intended for human consumption and repealing Regulation (EC) No 1774/2002 (Animal by-products Regulation) (2009 No.1069). <<https://www.legislation.gov.uk/eur/2009/1069/contents#>>「動物由来の成分」とは、人間が消費しない動物由来の物質で、人間の食用のために屠（と）殺された動物の食品として市場に出回らない部分（皮、骨、角、ひづめ、血液、脂肪、内臓等）、動物が生産する材料（ふん尿、卵殻、羽毛、羊毛、蜜ろう等）などが含まれる（第3条第1項）。

第7条

航空機及び航空機の構成部品

本条には、次に掲げるものは含まれない。

- (a) 14歳未満の子供による遊戯用として設計され、又はその使用を意図する（専らその目的であるか否かを問わない。）無人航空機
- (b) 無人航空機の構成部品である無線設備

本条において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (a) 「航空機」及び「無人航空機」は、民間航空分野における共通規則及び欧州連合航空安全庁の設立に関する欧州議会及び理事会による規則（EU）2018/1139⁽²⁸⁾第3条で定める意義を有する。
- (b) 「無線設備」とは、2017年無線設備規則（S.I. 2017/1206）⁽²⁹⁾第2条で定める意義を有する。

第8条

航空機の操作若しくは制御、航空機の操作若しくは制御に関する者の訓練又は航空機の安全な操作若しくは制御の保証を目的として使用され、又はそのために設計された製品

本条には、無人航空機の操作若しくは制御、無人航空機の操作若しくは制御に関する者の訓練又は無人航空機の安全な操作若しくは制御の保証を目的として使用され、又はそのために設計された無線設備は含まれない。

本条における「航空機」、「無人航空機」及び「無線設備」とは、第7条に掲げる意義と同一の意義を有する。

第9条

2023年調達法⁽³⁰⁾第7条第7項に定義される軍事装備品

(27) Regulation (EC) No 853/2004 of the European Parliament and of the Council of 29 April 2004 laying down specific hygiene rules for food of animal origin (2004 No.853). <<https://www.legislation.gov.uk/eur/2004/853/contents#>>「動物由来製品」とは、動物由来で人間の消費に適した製品で、牛乳及び乳製品、卵及び卵製品、水産物、蜂蜜及び蜂蜜製品、肉加工品等が含まれる（附則第1第8.1条）。

(28) Regulation (EU) 2018/1139 of the European Parliament and of the Council of 4 July 2018 on common rules in the field of civil aviation and establishing a European Union Aviation Safety Agency, and amending Regulations (EC) No 2111/2005, (EC) No 1008/2008, (EU) No 996/2010, (EU) No 376/2014 and Directives 2014/30/EU and 2014/53/EU of the European Parliament and of the Council, and repealing Regulations (EC) No 552/2004 and (EC) No 216/2008 of the European Parliament and of the Council and Council Regulation (EEC) No 3922/91 (Text with EEA relevance) (2018 No.1139). <<https://www.legislation.gov.uk/eur/2018/1139/contents#>>「航空機」とは、大気中において、地表に対する空気の反作用以外の空気の反作用による支えを得られるあらゆる機械をいう（第3条第28項）。「無人航空機」とは、自律的に運用される、若しくは自律的に運用されるように設計された航空機、又は搭乗する操縦士なしに遠隔操作される航空機をいう（同条第30項）。

(29) The Radio Equipment Regulations 2017 (2017 No.1206). <<https://www.legislation.gov.uk/uksi/2017/1206/contents>>「無線設備」とは、①無線通信及び／又は無線測位を目的として、意図的に電波を発信し、及び／又は受信する電気又は電子製品又は②無線通信及び／又は無線測位を目的として、意図的に電波を発信し、及び／又は受信するために、アンテナなどの付属品を装備しないと完成しない電気又は電子製品のいずれかをいう（第2条）。

(30) Procurement Act 2023 (c.54). <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2023/54>>「軍事装備品」とは、軍事目的のために特に設計され、又は改造された装備品をいい、①武器、弾薬又は軍需物資及び②2008年輸出管理令（S.I. 2008/3231）（Export Control Order 2008 (No.3231) <<https://www.legislation.gov.uk/uksi/2008/3231>>）の附則第2（随時改正される。）に基づき輸出又は移転が規制される軍事物品、ソフトウェア及び技術を含む（第7条第7項）。

第 10 条

医療目的の計量又は測定用に設計された機器を除く、2021 年医薬品及び医療機器法⁽³¹⁾に定義される医薬品及び医療機器

(きたむら やよい)

(31) Medicines and Medical Devices Act 2021 (c.3). <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2021/3>>「医薬品」とは、①人の疾病の予防若しくは治療の効能を有すると称して提供される物質若しくは物質の組合せ又は②人の使用若しくは投与を目的として、(a)薬理的、免疫学的若しくは代謝的作用を及ぼすことにより、生理的機能を回復、矯正若しくは修正すること、(b)医学的診断を行うことのいずれかの行為を行うために用いられる物質若しくは物質の組合せをいう（第9条）。「医療機器」とは、単独又は組み合わせて使用される、器具、装置、ソフトウェア、材料その他物品であって、製造者が、①疾病の診断、予防、監視、治療又は緩和、②傷害又は障害の診断、監視、治療、緩和又は補償、③解剖学的構造又は生理的プロセスの調査、置換又は修正、④妊娠の管理のいずれかの目的のために人間に使用することを意図したものをいう（第42条）。